

# 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可についての審査基準

令和5年12月1日  
茨城県農林水産部漁政課

## 第1 趣旨

この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号）に定めるもののほか、法第106条第7項及び第9項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）の制定、変更又は廃止を認可するための審査に必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めるものである。

## 第2 審査基準

漁業権行使規則等の認可に当たっての審査基準は次のとおりとする。

- 1 法第106条第3項の事項が規定されていること。なお、同項第1号の「組合員行使権を有する者の資格」については、人種、信条及び性別をその要件としていないこと。
- 2 総会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議が行われていること（同法第52条に基づく総代会における決議でも可。また、同法第51条の2第1項に基づく総会の部会における漁業権行使規則の制定等についての決議でも可。以下同じ。）。
- 3 区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に関する漁業権行使規則については、法第106条第4項から第6項の規定に基づき、関係組合員（関係地区に住所を有する正組合員及び准組合員をいう。以下同じ。）の3分の2以上の書面又は電磁的方法による同意を得ていること。
- 4 共有で免許を受けた漁業権に係る漁業権行使規則については、組合等間で行使契約が締結されていること。
- 5 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者について、組合員行使権を有する者の資格を有しない旨の規定があること。

## 第3 添付書類

- 1 認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
  - (1) 漁業権行使規則又は入漁権行使規則
  - (2) 組合員行使者に対し金銭を賦課する場合は、その額の算定に関する資料
  - (3) 漁業法第106条第4項の規定による同意を証する書面（区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に関する漁業権行使規則の場合）
  - (4) 水協法第48条第1項第9号及び第50条第5号の規定による漁業権行使規則等の制定等を総会において特別決議で決議したことを証する書面（議事録の抄本または謄本）
  - (5) 漁業権を共有する場合には共同漁業権行使規則契約書の写し
- 2 変更認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
  - (1) 変更理由書
  - (2) 新旧対照表
  - (3) 漁業法第106条第4項の規定による同意を証する書面（区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に関する漁業権行使規則の場合）
  - (4) 水協法第48条第1項第9号及び第50条第5号の規定による漁業権行使規則等の制定等を総会において特別決議で決議したことを証する書面（議事録の抄本または謄本）
  - (5) 変更後の行使規則
  - (6) その他変更内容に関する書類
- 3 廃止認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
  - (1) 廃止理由書
  - (2) 漁業法第106条第4項の規定による同意を証する書面（区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に関する漁業権行使規則の場合）
  - (3) 水協法第48条第1項第9号及び第50条第5号の規定による漁業権行使規則等の制定等を総会において特別決議で決議したことを証する書面（議事録の抄本または謄本）
- 4 申請書及び前3項の関係書類は正副2部を提出すること。